

寒川町学校運営協議会規則新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第47条の6第1項</u>の規定に基づき、寒川町学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 教育委員会は、町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に協議会を設置する<u>ことができる。</u></p> <p>2 <u>教育委員会は、前項の規定により協議会を設置しようとするときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長及び学校評議員の意向を踏まえて決定し、当該対象学校に対して通知するものとする。</u></p> <p>(基本方針の承認等)</p> <p>第3条 <u>対象学校</u>の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、<u>対象学校</u>の協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 <u>対象学校</u>の校長は、前項の規定により承認された基本方針に基づき、学校運営を行うものとする。</p> <p>3 協議会は、<u>対象学校</u>の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して意見を述べる<u>ことができる。</u></p> <p>4 協議会は、前項の規定により教育委員会に対して意見を述べる<u>ときは、あらかじめ対象学校</u>の校長の意見を聴くものとする。</p> <p>(学校運営状況の評価)</p> <p>第4条 協議会は、当該<u>対象学校</u>の運営状況について毎年度1回以上評価を行うも</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第47条の5第1項、第4項及び第10項</u>の規定に基づき、寒川町学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 教育委員会は、町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に協議会を設置する<u>_____。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(基本方針の承認等)</p> <p>第3条 <u>_____学校</u>の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、<u>_____学校</u>の協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 <u>_____学校</u>の校長は、前項の規定により承認された基本方針に基づき、学校運営を行うものとする。</p> <p>3 協議会は、<u>_____学校</u>の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して意見を述べる<u>ことができる。</u></p> <p>4 協議会は、前項の規定により教育委員会に対して意見を述べる<u>ときは、あらかじめ_____学校</u>の校長の意見を聴くものとする。</p> <p>(学校運営状況の評価)</p> <p>第4条 協議会は、当該<u>_____学校</u>の運営状況について毎年度1回以上評価を行うも</p>

のとする。

(委員の構成等)

第5条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) (略)

(2) 当該対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(3) 当該対象学校の学区内に居住する住民

(4) 当該対象学校の校長

(5) 当該対象学校の教職員

(6) (略)

2 教育委員会は、対象学校の校長から推薦があったときは、前項の規定による委員の委嘱又は任命について、これを尊重する。

3・4 (略)

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第11条 教育委員会は、協議会の運営状況について把握し、必要に応じて協議及び助言を行うとともに、協議会の運営が適性を欠くことによって対象学校の運営に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合は、協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行えるよう、委員に対して必要な情報提供に努めるものとする。

～略～

のとする。

(委員の構成等)

第5条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) (略)

(2) 当該____学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(3) 当該____学校の学区内に居住する住民

(4) 当該____学校の校長

(5) 当該____学校の教職員

(6) (略)

2 教育委員会は、____学校の校長から推薦があったときは、前項の規定による委員の委嘱又は任命について、これを尊重する。

3・4 (略)

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第11条 教育委員会は、協議会の運営状況について把握し、必要に応じて協議及び助言を行うとともに、協議会の運営が適性を欠くことによって____学校の運営に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合は、協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び____学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行えるよう、委員に対して必要な情報提供に努めるものとする。

～略～

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。